

電子決済手段に係る実務対応報告、改正へ ― ASBJ

去る6月10日、企業会計基準委員会は、第578回企業会計基準委員会を開催した。

資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱いについての審議が行われた。

検討の経緯

2023年11月に公表した実務対応報告45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」では、資金決済法2条5項4号に規定される電子決済手段（第4号電子決済手段）に係る会計上の取扱いは定めていない。また、今後の電子決済手段の取引の発展や会計実務の状況により、本実務対応報告において定めのない事項に対して別途の対応を図ることの要望が市場関係者より提起された場合には、別途の対応を図ることの要否をASBJにおいて審議することとされている。

今般、次の法令改正が行われたことに伴い、その対応を図るかについて、検討が行われた。

資金決済法等の改正

(1) 第4号電子決済手段

2026年5月19日公布「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令」の改正内閣府令が同年6月1日に施行され、外国信託型ステーブルコインを、第4号電子決済手段とする規定が創設された。

近年、外国の信託銀行等が、預金・国債を裏づけとして、外国の法令に基づき、信託の受益権形式のステーブルコインを発行し、法定通貨に連動する価格で決済手段として広く流通させる動きがみられるところ、こうした形式のステーブルコインは金商法上の「有価証券」とみなされ、「電子決済手段」として捕捉できず、決済手段としての国内での取扱いが不明確な状況であった。

改正によって、外国の信託銀行等が外国の法令に基づき発行する信託の受益権形式のステーブルコインのうち、わが国の電子決済手段の法制度と同等性があるものについて、第4号の「電

子決済手段」として規定されるところに、「有価証券」から除外される。

(2) 第3号電子決済手段

2025年6月成立の改正資金決済法に係る2026年5月22日公布の改正政令・内閣府令が2026年6月1日に施行され、資金決済法に規定される第3号電子決済手段の裏づけ資産につき、一定の国債および中途解約が認められる定期預貯金による資産・運用が認められ、運用対象資産や上限組入比率、元本毀損防止に係る具体的な要件等が設けられた。

事務局提案

以上を踏まえて事務局からは、仮に実務対応報告45号の改正について検討を行う場合、論点は限定的であるため、適時に改正を行うことが可能であると分析が示された。

事務局から、第4号電子決済手段の創設および第3号電子決済手段の裏づけ資産の要件の改正について、実務対応報告45号を改正する対応を、実務対応専門委員会で行うとの提案がなされた。

委員から異論は聞かれなかった。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
7月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和8年6月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
7月31日(金)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和8年5月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和8年4月期) 2カ月延長法人(令和8年3月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(5月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(5月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、8月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
7月中の市町村条例で定める日まで	⑧ 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付	

金融資産の減損に関する公開草案 へのコメント対応、進む

ASBJ、金融商品専門委

あわせて、同基準を適用した際の法定実効税率の算定例（補足文書）や結論の背景について審議された。

専門委員会からの「この補足文書は、税法が変わったときはどうするのか」との質問に対し、事務局は「補足文書の有無も含め、税法改正の規模と頻度に沿って対応していきたい」と回答した。

また、住民税（均等割）等の、課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものについて、損益計算書では「法人税等」以外の内容に応じた科目で表示することになるが、貸借対照表においても、整合性を取るために「未払法人税等」以外の内容に応じた科目で表示されることになると。これを受けて「貸借対照表も損益計算書と同様に科目を区別することにした経緯を『結論の背景』に書くべき」との意見があった。

事務局は「当該箇所は盛り込めていない部分であり、文案を検討中」と回答した。

*
事務局からは、次回（6月29日開催予定）親委員会でも公表議決を行う旨が示された。2026年7月公表予定。

去る6月9日、企業会計基準委員会は第257回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項については次のとおり。

また、6月10日開催の第578回親委員会でも、同様のテーマが審議された。

金融資産の減損

前回（2026年6月10日号（No.1778）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメント対応の検討が行われた。

(1) 質問2：範囲

開示対象となる貸出コミットメント等の範囲について、取消可能な貸出コミットメントは含まれないか明確化してほしいとのコメントに対して、取消不能なものに限られる旨修正する案が示された。

(2) 質問3-1：信用リスクの著しい増大の判定

簡素化された予想信用損失の算定方法を採用した企業が、原

則的な方法に会計方針の変更を行った場合の、遡及適用の要否について明確化を求めるコメントが寄せられていた。

事務局は、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際に、今回の改正会計基準の適用初年度における経過措置と同様の定めを適用できるようにするため、会計方針の変更に関する定めを追加する修文を行うとした。

専門委員会から賛意が聞かれた。第578回親委員会でも方向性に異論は聞かれなかった。

金融商品の分類と測定

金融商品の分類と測定プロジェクトに関して、優先的に検討を行うフェーズ1の項目として挙げられている公正価値オプションについて検討が行われた。

IFRS会計基準および米国会計基準では、公正価値オプションに関する定めが設けられている一方、金融商品会計基準等では設けられていない。そこ

対象企業数 14,570社
回答企業数 11,158社
回収率 76.6%

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和8年4-6月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和8年4-6月期調査結果の概要です。

景況 ●貴社の景況
令和8年4-6月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲0.5%ポイントとなり、令和7年4-6月期以来4期ぶりの「下降」超となっています。続いて、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は令和8年7-9月期に「上昇」超に転じる見通しとなり、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

●国内の景況
令和8年4-6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲4.5%ポイントとなり、令和7年4-6月期以来4期ぶりの「下降」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業は令和8年10-12月期に「上昇」超に転じる見通しとなり、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超で推移する見通しとなっています。

雇用 令和8年6月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は25.7%ポイントとなり、平成23年9月末以降60期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

売上高 令和8年度は、3.3%の増収見込みとなっています。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

経常利益 令和8年度は、▲2.4%の減益見込みとなっています。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見込みとなっています。

設備投資 令和8年度は、8.2%の増収見込みとなっています。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

		貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)			
		令和8年1-3月 前回調査	令和8年4-6月 現状判断	令和8年7-9月 見通し	令和8年10-12月 見通し
大企業	全産業	4.4	▲0.5	4.3	4.5
	製造業	3.8	▲1.8	4.4	5.8
	非製造業	4.6	0.0	4.2	4.0
中堅企業	全産業	0.2	▲3.9	1.8	6.4
	製造業	▲5.9	▲10.8	▲1.1	5.6
	非製造業	1.8	▲2.1	2.5	6.6
中小企業	全産業	▲12.9	▲17.6	▲10.6	▲3.4
	製造業	▲18.3	▲16.5	▲16.9	▲5.7
	非製造業	▲12.0	▲17.8	▲9.5	▲3.0

		国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)			
		令和8年1-3月 前回調査	令和8年4-6月 現状判断	令和8年7-9月 見通し	令和8年10-12月 見通し
大企業	全産業	8.0	▲4.5	▲1.4	1.8
	製造業	6.1	▲6.4	▲3.6	0.7
	非製造業	8.8	▲3.6	▲0.4	2.4
中堅企業	全産業	4.3	▲14.3	▲9.1	▲3.2
	製造業	0.7	▲17.5	▲11.7	▲0.9
	非製造業	5.2	▲13.4	▲8.5	▲3.8
中小企業	全産業	▲11.6	▲28.2	▲25.4	▲14.1
	製造業	▲17.3	▲29.5	▲30.6	▲15.1
	非製造業	▲10.5	▲27.9	▲24.4	▲13.9

で、金融商品会計基準等に公正価値オプシオンに関する定めを取り入れるかについて事務局分析が示された。

(1) 公正価値オプシオンを取り入れるかどうかの分析
公正価値オプシオンの採用について、これまでの審議において次のとおり実務上のニーズに関する意見が聞かれている。

- (1) 銀行等金融機関において売買目的で引き受ける債権が増加傾向にあるが、現行の金融商品会計基準等の定めでは実態を十分に表すことができないという問題意識を有している。
- (2) この点、公正価値オプシオンが解決策となる可能性がある。

実務上のニーズや国際的な会計基準との整合性をあわせて勘案すると、公正価値オプシオンの定めを取り入れることで企業が金融商品の時価の変動に対して説明責任を果たしていくことを妨げる必要はないと分析した。

(2) 公正価値オプシオンを適用する場合の要件

IFRS会計基準では、「会計上のミスマッチを除去または大幅に低減する場合に限定して」金融資産に対して公正価値オプシオンを適用できるとされている。一方、米国会計基準においては、そのような要件は設けられていない。

ここで、公正価値オプシオンに関する定めを取り入れる場合には、実務上のニーズへの対応や国際的な会計基準との整合性等を主な目的とするものであることから、「会計上のミスマッチを除去または大幅に低減する場合に限定する」といった要件

を設けないことが考えられる。このため、米国会計基準のモデルを採用することが考えられると分析した。

専門委員からは、米国会計基準モデルの公正価値オプシオンを取り入れることに賛意が多く聞かれたものの、「公正価値オプシオンというかたちで裁量的に公正価値評価を適用できるとすると恣意的に用いられる懸念がある」との意見も聞かれた。

第578回親委員会では、「公正価値オプシオンの導入が実務上のニーズに対する最善策となるか、検討を」との意見が聞かれた。

会計

SHK制度に係る実務対応基準、公表—SSBJ

去る6月8日、SSBJは第70回サステナビリティ基準委員会を開催した。

前回(2026年6月20日号(No.1779))情報ダイジェスト(参照)までの審議を踏まえ、サステナビリティ開示実務対応基準1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を

用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」の文案について審議された。

出席委員全員の賛成で公表議決された(6月11日公表。<https://www.ssb-jip/jip/ssbj-standards/2026-0611.html>)。

国際会計

キャッシュ・バランス・プランに関するASU案、公表—FASB

去る6月10日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「報酬—退職給付—確定給付制度—年金(サブ・トピック715—30)—特定の市場リターン型キャッシュ・バランス・プランにおける給付債務の測定に使用する割引率」(以下、「公開草案」という)を公表した。

公開草案公表の経緯

キャッシュ・バランス・プラン(以下、「CBプラン」という)では、個人ごとの仮想口座残高を使用し、元本給付(一般的には、給与×付与率)と利息給付(固定利率または限定変動利率)により口座残高が増加し、年金支払の源泉となる。市場リターン型CBプラン(market-return cash balance plan)は、利息給付について、投資可能な市場収益率に基づく変動金利の利息付与率(interest crediting rate)を採用するCBプランの一種である。

公開草案の内容

公開草案は、市場リターン型CBプランの給付債務の測定に使用される割引率について、他のCBプランに使用される「決済時の割引率」ではなく、「想定される利息付与率」を使用することを要求しているが、それ以外の現行の会計処理を変更していない。

公開草案により、想定される利息付与率を割引率として使用する結果、給付債務は仮想口座残高と一致することになる。

適用関係
公開草案は、将来に向かって適用され、早期適用は認められる。コメント期限は8月10日。

利害関係者からは、「市場リターン型CBプランの会計処理に、実務で複数の解釈が存在す

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年6月10日	「社債発行のガイドブック」および「社債活用好事例集」	経済産業省	社債の発行を検討している企業に向けて、社債による資金調達の意味や特徴を整理するとともに、発行に至るまでの具体的な手順や、関係者の役割、留意すべき実務上・制度上のポイントをできるだけ平易に解説することを目的としたガイドブックを「企業金融の高度化に向けた社債市場の在り方に関する研究会」にて取りまとめたもの。社債発行のきっかけや目的・効果、資金調達など実際に社債を活用した7社の企業の好事例のポイントを紹介した好事例集も公表している。 https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/corporate_finance/20260610_report.html

金融

米雇用統計が示す 利下げ観測後退の背景

米労働省が6月5日に発表した5月の雇用統計では、非農業部門雇用者数が前月比17万2,000人増となり、失業率は4.3%で横ばいだった。平均時給は前月比12セント、0.3%上昇して37.53ドルとなり、前年同月比では3.4%上昇した。非農業部門雇用者数の増加幅は、米景気の過熱を明確に示すほど強いものではないが、失業率が4.3%で横ばいとなったことから、労働市場が急速に悪化していることを示す内容でもない。

また、3月と4月の非農業部門雇用者数は上方修正されており、過去分を含めてみれば、米雇用情勢は事前にもみられていたより底堅かったことになる。平均時給の伸びが前月比、前年同月比の両面で確認された点も今回の雇用統計の見方を左右する材料となる。市場の受止めも分かれやすく、雇用者数や失業率の変化が限定的だったことから、米連邦準備制度理事会（FRB）の政策判断に与える影響は限られるとの見方も出やすい。

ただ、今回の雇用統計で注目すべきなのは、雇用者数の伸びそのものよりも、過去分の上方修正と平均時給の伸びである。これらは、賃金インフレがなお残っていることを示している。前回の個人消費支出（PCE）価格指数上昇に続き、雇用統計でも賃金面の上昇圧力が確認されたことは、FRBが早利下げに動きにくい材料となる。もちろん、今回の雇用統計だけでなくFRBが一段の引締め傾向とみるのは早計だ。しかし、失業率が横ばいで、過去分の雇用者数が上方修正され、平均時給が3.4%上昇している以上、利下げに動くとするれば、その根拠を示す必要がある。FRBの利下げが遅れば米金利とドル調達コストの高止まりが続く、為替予約コストや外貨建資金繰りにも影響が及ぶ。

このため日本企業にとっては、外為市場の動向だけでなく、ドル金利の変動と米賃金上昇圧力を視野に入れつつ、当面はより慎重に資金計画の見直しを進める必要があると考えられる。

証券

要警戒状態に入った 世界の株式市場

5月に大幅な上昇を達成した日経平均株価は、6月に入っても順調であったが、3日をピークにもたつき始め、中旬になると、はつきり下げに転じ、調整色が色濃くなってきた。このような株価の動きは、5月に抜きの出たパフォーマンスを上げた米ナスダック、韓国総合株価指数、台湾加権指数にも共通している。いずれもAI、半導体の代表的企業を有する株式市場であるが、こうした企業の株価に過熱感が感じられるようになってきたと思われる。

加えて、6月10日にイランとの停戦交渉が進展しないことに苛立った米国がイラン空爆を再開した。これに対し、イランは米軍施設への攻撃、ホルムズ海峡封鎖の強化などを発表した。やや停滞気味であった原油・エネルギー事情の緊張が再び高まる懸念が広がってきた。さらに、ここへきてインフレ進行に対処するために、金利引上げを具現化する動きが広がってきた。

日本銀行は長引くインフレ傾向に歯止めをかけるため、かね

てから利上げを検討してきたが、中東情勢がインフレを上げさせ懸念があるとして、6月15、16日の金融政策決定会合で政策金利を0.25%引き上げ、1.0%とする。また、欧州中央銀行（ECB）は6月の理事会で中心的な政策金利を0.25%引き上げ、2.25%とする。そして、米連邦準備制度理事会（FRB）は良好な米雇用情勢やインフレ率の上昇などを背景に、ウォーシユ新議長に利上げを求める声が浮上してきた。いうまでもなく、これまで米国ではトランプ大統領がFRBに執拗に利下げを求めてきた。大統領は利下げ要求に応じる人物としてウォーシユ氏を新議長に据えたといわれている。

このように世界の株式市場は要警戒状態に入ったと思われる。もともと、業界サイドの半導体需要の見通しは決して悪いものではなく、世界の投資家の投資資金は豊富であり、過度に悲観する必要はないが、さまざまな問題が浮上してきた現在、慎重な投資態度が求められる。